

第19回自治基本条例策定検討町民会議記録（全体会議）

と き 平成19年4月11日（火）

19:05～20:50

ところ 公民館2階中会議室

町民会議：三津橋英実、川島里美、濱下伸一郎、小日向昭、今井宏、我孫子洋昌、古屋寛子
西村和樹（欠席：小倉龍生、押田志穂）

職員 P：武田主幹、斉藤主査

（欠席：堀北主幹、市田主査、今井主査、栗原主査、高橋主査、大野主任）

事務局：総務課長、長岡主幹、田村主査、木原主査、羽場主任、清水主事

前文について

前回会議の意見も盛り込んであり、前文はこれで了解された。

条文整理について

<第3条 基本理念について>

- ・第7号の「多様な主体」とは、どういう意味か。
- ・第7号は、「第8章 連携・協力」についての基本理念をうたっているものであり、多様な主体とは、町民、他の市町村、国・道、町外の人々のことを指している。

<「第6章 議会」について>

- ・第21条第4項で、「町民との対話の機会を設ける」とうたっているが、議会としてやる場合は、手続き上のことがあり、簡単にはできないと聞いているが、実際にできるのか。
- ・議会特別委員会の中で議論しているので、やっていくということだと思う。
- ・町長と職員の倫理規定があるのだから、議員の倫理規定も必要ではないのか。
- ・第23条の「議員の責務」は、「第9章 役割と責務」に入れてはどうか。
議会に関する意見は、議会起草委員会との調整時に確認する。

<その他>

- ・第31条で、「国、北海道」とあるが、道州制の議論がされており、将来的なことを考えると、道州制にも対応できるような表現にしなくてもいいのか。
- ・道州制自体がいつ実施されるか分からない。そういったものや、時代背景で合わなくなるものは、その時々で条例改正で対応する。
- ・町長、議員、職員は、それぞれの立場があるが、みんなも町民のひとりといった文言が必要ではないのか。
- ・前文で、「私たちは」とうたっており、「私たち」には、町民、町長、議員、職員の全てが含まれるという意味であるので、そこでクリアできる。

その他

今月中に、議会の起草委員と町民会議の会長、副会長、事務局で調整を行う。日程は別途調整。その後、町民会議を開催し、調整内容を確認。5月中に住民説明会及びパブリックコメントを実施し、そこで出された意見の整理後、6月議会提案の予定。